

教員魅力発信デジタルプロモーション業務委託 基本仕様書

1 委託業務名

教員魅力発信デジタルプロモーション業務

2 目的

本県では、教員志望者の確保が重要な課題となっており、教員という職の魅力をより多くの人に届け、関心を高めていくことが求められている。

一方、SNSをはじめとするデジタル媒体の利用が全世代で進み、ターゲット層に合わせた効果的な情報発信が可能となっている。

本業務は、教員として働く魅力を発信し、教員の仕事説明会および教員採用選考考査の認知度を高めることで、説明会参加者及び選考考査志願者の増加を図り、教員確保に寄与することを目的とする。

3 ターゲット

以下のような教職に関心を持つ可能性のある幅広い層（16歳～59歳）

- ・高校生及び大学生等
- ・社会人経験者（転職希望者、Uターン・Iターン希望者等）
- ・その他教職に興味・関心を有する層

4 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月31日（水）まで

5 業務の内容

以下（1）～（2）のとおり業務を行うこと。

（1）説明会に係る広報物の作成

本県が実施する教員の仕事に関する説明会（昨年度は10月下旬、1月下旬の年2回開催）の周知を図るため、広報物（チラシ）のデザインデータを作成し、納品すること。デザインや表現方法については、事業者の提案を踏まえ、県と協議のうえ決定する。

（2）説明会および選考考査に関するデジタルプロモーション

教員の仕事に関する説明会（年2回予定）および令和10年度教員採用選考考査に関する情報周知を目的として、以下の業務を行う。

- ・広告バナー、動画等のデジタルコンテンツの制作
- ・SNS広告の設定・出稿・運用
- ・効果測定レポートの提出

媒体選定、ターゲット設定、配信方法等は、事業者の提案を踏まえ、県と協議のう

え決定する。委託期間中に3回（各回3週間程度）の実施を想定すること。

6 著作権に係る留意事項

- (1) 業務実施に当たり、受託者以外の者が所有する素材を用いる場合には、必ず著作権処理等を行うこと。なお、本県が所有する素材を用いる場合には、別途委託者と協議すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する全ての成果物に係る権利（著作権法第27条及び28条の権利を含む。）は、全ての委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者が従前から所有していた著作権及び第三者が権利を有する著作物は、受託者または当該第三者に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、本件委託の履行に伴い発生する成果物について、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に十分な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (5) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

7 成果品の納品

納品物、数量及び納入期限は以下のとおりとする。

- (1) 内容
 - ア チラシデータ
 - イ 制作した広告画像や動画
 - ウ 効果測定レポート
- (2) 提出媒体
紙媒体及び電子媒体（CD-R又はDVD-R）
- (3) 提出時期
アにおいては説明会における各申込期間（別途設定予定）の前までに提出を行うこと。
イやウにおいては各広告出稿期間終了後速やかに提出を行うこと。（令和9年3月31日（水）まで）

8 特記事項

- (1) 受託者は、本業務を通じて知り得た秘密の保持や、個人情報の保護等を行う義務がある。
- (2) 受託者は、業務の遂行に当たって、随時、委託者に対して進捗状況の報告を行うとともに、具体的な事項については委託者と十分協議の上決定すること。
- (3) 本仕様書は、プロポーザルの結果に基づき、別途委託者及び受託者による協議の上、

基本仕様書に必要な変更を加え作成する。